

さくら市社会福祉協議会職員の退職手当 支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人さくら市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の職員の退職手当の支給に関して、必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の種類)

第2条 正規の社協の職員で、常時勤務を要するもの（以下「職員」という。）の退職手当の種類は、次のとおりとする。

- 1 全国社会福祉団体職員退職積立基金
- 2 中小企業退職金共済制度

(退職金掛金)

第3条 全国社会福祉団体職員退職積立基金掛金は、全国社会福祉協議会において定める掛率とする。

- 2 中小企業退職金共済制度掛金は、職員の勤務年数を考慮し、その都度掛金を定めるものとする。

(掛金の負担)

第4条 職員の退職手当掛金は、事業主が全額負担するものとする。

(支給金額及び支給停止)

第5条 職員が勤務1年以上で退職した場合で、次に掲げる事由により退職したときは退職手当を支給する。

- (1) 職制若しくは定数の改廃、又は予算の減少による退職又は過員が生じたため退職した場合
- (2) 傷病疾病により職に耐えられず退職した場合
- (3) 前2号に掲げる事由以外の事由により本人の意に反して退職した場合
- (4) 在職中に死亡した場合

2 退職手当は、次の各号に該当するものには支給しない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合で懲戒処分を受けた者
- (2) 勤務実績が良くない場合で懲戒処分を受けた者
- (3) その他本会の職員としてふさわしくない非行のあった場合で懲戒処分を受けた者

3 労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定により解雇予告手当を支払う場合においては、これに相当する額を減額して退職手当を支給する。

4 勤務年数1年以上で退職した職員が、退職の翌日から起算して3年以内に失業している場合において、その者が失業保険法（昭和22年法律第146号）に規定する失業保険金の額に達する退職手当の支給を受けていないとき

は、その差額に相当する金額を同法の規定による失業保険金の支給の条件に従い退職手当として支給する。

(支給方法)

第5条 全国社会福祉団体職員退職積立基金は、約款により社協が受領し、その職員に支給するものとする。

2 中小企業退職金は、勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部の規約により直接その職員に支給する。

(返還命令)

第6条 職員が退職手当支給の事由で退職したのち退職日より起算して2月以内に懲戒に準ずる事由が生じたとき、返還命令ができるものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、職員の退職手当の支給に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規定は、平成17年 4月 1日から施行する。